

2021 年度 規制・制度改革に関する意見

2021 年 10 月 21 日

日本商工会議所
東京商工会議所

目 次

I. 基本的考え方	1
II. 規制の導入と見直しが連動する仕組みの再構築に向けて	2
1. 規制導入に当たっての見える化促進	
(1) 事前評価制度（規制遵守費用の算出）の徹底	3
(2) 導入規制予定の事前公表	3
2. 規制影響評価の実施プロセスの改善	
(1) 事前評価の実施体制の改善	3
(2) 「影響評価書」の活用拡大と審議会等の役割・機能の向上	4
3. 事業規模への配慮、継続的に規制を見直す仕組みの導入	
(1) 事業規模が考慮されない画一的な規制等の見直し	4
(2) 不要な規制が放置されない仕組みの導入	5
III. 規制・制度の見直しに関する個別意見	7
(項目一覧)	
1. 民間の創意工夫を活かした地方創生の推進	
2. 中小企業の生産性向上、新たな挑戦とイノベーション支援	
3. 多様な人材の活躍推進	
IV. 行政手続の見直しに関する意見	24
1. デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目	
2. 省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目	
3. 事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目	

I. 基本的考え方

現状認識

昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動のみならず、人々の意識、行動が大きく変化し、また、デジタル化の遅れ、少子高齢化、東京一極集中等の課題が改めて浮き彫りとなった。コロナ禍を乗り越え、わが国の潜在成長率を引き上げ、自律的な経済成長を実現するためには、官民がともに時代や社会環境の変化に適切に対応していくことが必要であり、規制についても同様のことが当てはまる。

もとより規制は、「社会の秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、または国民に義務を課すもの」であり、あくまで目的を達成するための「手段」である。

規制導入に当たっては、それによる経済社会の影響が想定されているはず（べき）であるが、現状を見ると、費用と便益という形での定量化が必ずしも進んでおらず、その定量評価を基にしたチェック・審査も行われているとは言い難い。

また、規制導入後の時代の変化に合わなくなった規制が放置されれば、ビジネス・事業の非効率や暮らしにマイナスの影響がもたらされかねない。そうした状況を踏まえて、以下のとおり意見する。

意見のポイント

規制を遵守するための費用（設備費用、行政手続の手間など）は、国民や事業者などが負担するコストであるとの認識に立ち戻り、規制の影響の定量的評価による「見える化」を推進すべきである。

また、事後的には、そうした事前評価と時代の趨勢・変化を基に規制を見直す仕組みを再構築することが重要である。特に、デジタル化が急速に進展する中、変化し続ける環境や技術の発展、場合によっては政策目標も変化する状況を踏まえ、規制についても、迅速に見直し、より良い形に更新していく「アジャイル」の手法を取り入れることも必要である。

こうした取り組みは、国だけでなく地方自治体においても行われるべきであり、改めて「地方版規制改革会議」の設置促進を図られたい。

行政のデジタル化については、9月に発足したデジタル庁を司令塔とし、「デジタル化3原則」を徹底し、マイナンバーカードの普及・多面的な活用も含め、各省庁や地方自治体と連携して一層強力に推し進めることを期待する。

II. 規制の導入と見直しが連動する仕組みの再構築に向けて

意見の概要

規制改革を進めるには、個別規制の改善に加え、現在の規制影響評価のあり方を見直し、より有効に機能する制度とすることが重要である。そのためには、制度運営や情報の「見える化」を進めることが必要であり、事前評価、特に規制遵守費用の算出方針を徹底すべきである。同時に、第三者や専門家を交えて審議できる場での影響評価の活用必須化、中小企業など事業規模への配慮の制度化、不要な規制が放置されない仕組みの導入を検討されたい。加えて、環境変化に対しスピード感を持って規制を見直し改善するアジャイル型の手法も積極的に導入する必要がある。

わが国の規制影響評価制度の導入経緯と現状認識

OECDの調査によると、主要国では1970年代後半から規制影響評価に取り組んでおり、導入していないのは日本だけとの指摘がなされた。

これを受けてわが国では、2001年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が公布され、行政機関はその所掌する政策の効果を自己評価し当該政策に適切に反映させることが定められるとともに、社会経済等への影響や費用が大きい場合には事前の評価を行うこと、が義務付けられた。

2007年には、そうした影響評価を測るためのガイドラインが施行され、各省庁による自己評価が開始された。他方、OECDは「規制政策とガバナンスに関する理事会提言」（2012年）を公表し、規制プロセスにおける透明性の確保、規制監督機関設置の必要性等についての提言を行っている。

その後わが国では、2017年にガイドライン※が改正され、国民や事業者が規制を遵守するために要する費用（規制遵守費用）の算出を行うことや、便益（効果）の定量的な推計やそれらをまとめた「事前評価書」を各省庁が設置している審議会・研究会等で活用することなどが指針として示された。

しかし、2020年9月に公表された総務省の「規制に係る政策評価の点検結果（令和元年度分）」によると、規制遵守費用の算出や規制の便益推計が行われた実績は3～4割にとどまっている。ましてや、それらが審議会・研究会等において活用されている事例は見当たらないのが現状である。

わが国に行政や規制の評価が導入されて20年が経過した。「政策評価審議会提言」（2021年3月）が指摘するとおり、エビデンスやデータの重視、各種施策の研究者等との連携を強化した評価制度への改善が求められている。

※「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）

1. 規制導入に当たっての見える化促進

(1) 事前評価制度（規制遵守費用の算出）の徹底

規制遵守費用は、国民や事業者が負担するコストであり、規制の費用対効果を費用負担者が認識できるよう「見える化」を進めるべきである。

この点、前述のガイドラインが遵守費用について「正確な推計を求めているのではなく、概算が分かる程度で十分」としていることに依拠し、算出を簡素化することで定量化を徹底することが重要である。

事業者が知りたいのは、規制が事業に及ぼす大まかな影響（費用）であり、ガイドラインが求める概算値と同程度のものである。計算の正確性追求に時間を要するがあまり、社会経済に必要な政策が前に進まないようなことになれば本末転倒である。それよりも、一定の前提条件の下に「概算」の算出を行うこと、検討過程を記録すること、そして事後の検証にも活用すること、そうした一連の「見える化」を進めることが先決である。

(2) 導入規制予定の事前公表

新たに導入予定の規制については、各省庁の動きや情報を丹念に確認するか、閣議決定や国会審議等の段階での報道で知ることが多く、国民や事業者が事前に規制の動向を簡単に把握することは難しい。

そのため、各省庁において検討段階や審議過程にある規制案、若しくは、向こう2年間に導入を検討する予定の規制を一覧化したものを定期的に公表するなど、国民や事業者が活動への影響を予見できるような仕組みづくりを検討されたい。

2. 規制影響評価の実施プロセスの改善

(1) 事前評価の実施環境の改善

規制の事前評価の資料作成は当該規制所管の省庁が担っている。規制遵守費用は一様でなく、影響の大きいものから取るに足らないものまで混在する。そのため、すべての規制について一律に詳細な影響評価の作成（定量化・金額化）を求めることは、いたずらに行政側への負担を増すだけであり、労力が成果とつり合わない。ガイドラインに明記されている概算値での算出の許容の徹底や、詳細な評価を不要とするファストトラックの活用など、評価作成業務に係る環境の整備・改善と当該業務を行う各省庁職員向け研修の充実化を求めたい。

(2) 「影響評価書」の活用拡大と審議会等の役割・機能の向上

ガイドラインでは、政府の審議会・研究会などにおいて「規制影響評価書」を共通基礎資料として活用することを勧奨しているが、ほとんど実行されていないのが実情である。

同評価書は、規制の必要性、代替案、遵守費用、副次的及び波及的な影響などが盛り込まれる（はずの）資料であり、データ分析やE B P M推進の一環としてもきわめて重要である。その上で、各省庁の審議会・研究会など政策検討段階で同評価書を活用することが強く求められる。併せて、審議会等に複数の視点から政策・規制導入の是非について検討する役割を付与し、特に経済・社会的影響に関する費用対効果を衡量できる機能を持たせるべきである。さらに、より第三者性の高い研究者や影響を受ける側の事業者等からの意見聴取・反映の仕組みを設けることも必要である。

これらを進めるためには、現在閣議決定等の直前に各省庁にて作成されている同評価書の作成タイミングを早めることが不可欠となる。

また、規制改革推進会議においても同評価書の活用を図り、事前と事後を連動させた一貫性のある規制影響評価制度へと発展させるべきである。

なお、将来的には、既存の審議会等より一段上の評価・判断権限の下、強い規制監督機能を発揮し得る仕組みの構築を目指すべきである。

3. 事業規模への配慮、継続的に規制を見直す仕組みの導入

(1) 事業規模が考慮されない画一的な規制等の見直し

わが国の規制は、大企業と同様の規制が中小企業にも適用されるなど事業規模が考慮されない画一的な規制も多く、経営資源が限られている中小企業にとり、新たな挑戦や生産性向上の妨げとなっている。

規制影響評価制度の効果的な運用で先行する米英等においては、中小企業の負担に配慮（負担軽減策、免除規定等）することを前提とした制度設計が行われている。これに倣い、コロナ禍や人手・人材不足を乗り越えようとする中小企業にとり、一律の規制が事業・経営の足かせとならないよう、規制導入のための影響評価に中小企業配慮規定（項目）を盛り込んでいただきたい。

【画一的な規制が影響している例】

- ・例：建設業許可を受けた事業者が建設工事を施工する場合は、請負金額に拘わらず主任技術者を現場に常駐することが定め

られている。同時に複数の工事を行いたくとも、人材確保が難しい中小企業では受注を見送らざるを得ないことがある。規模の小さい工事はICTの活用で対応できると考えられるケースも多いが、常駐規制がネックとなっている。

【海外における中小企業に配慮した規制の例】

- ・例1：バイオ工学食品情報開示基準の策定に当たり、パブリックコメントを経て、零細食品製造業者(年間収益250万ドル未満)は情報開示義務を免除、中小食品製造業者(年間収益250万ドル以上1,000万ドル未満)はパッケージ上にウェブサイトのアドレスあるいは電話番号を示すのみ、で情報開示要件を満たすとする特例措置が認められた。(米国)
- ・例2：大豆油糧種子及び飼料の登録規定を見直すに当たり、ヒアリング等を踏まえた検討を行い、中小企業に対して、記録・報告書の作成、データのレビューといった作業を免除した。(カナダ)

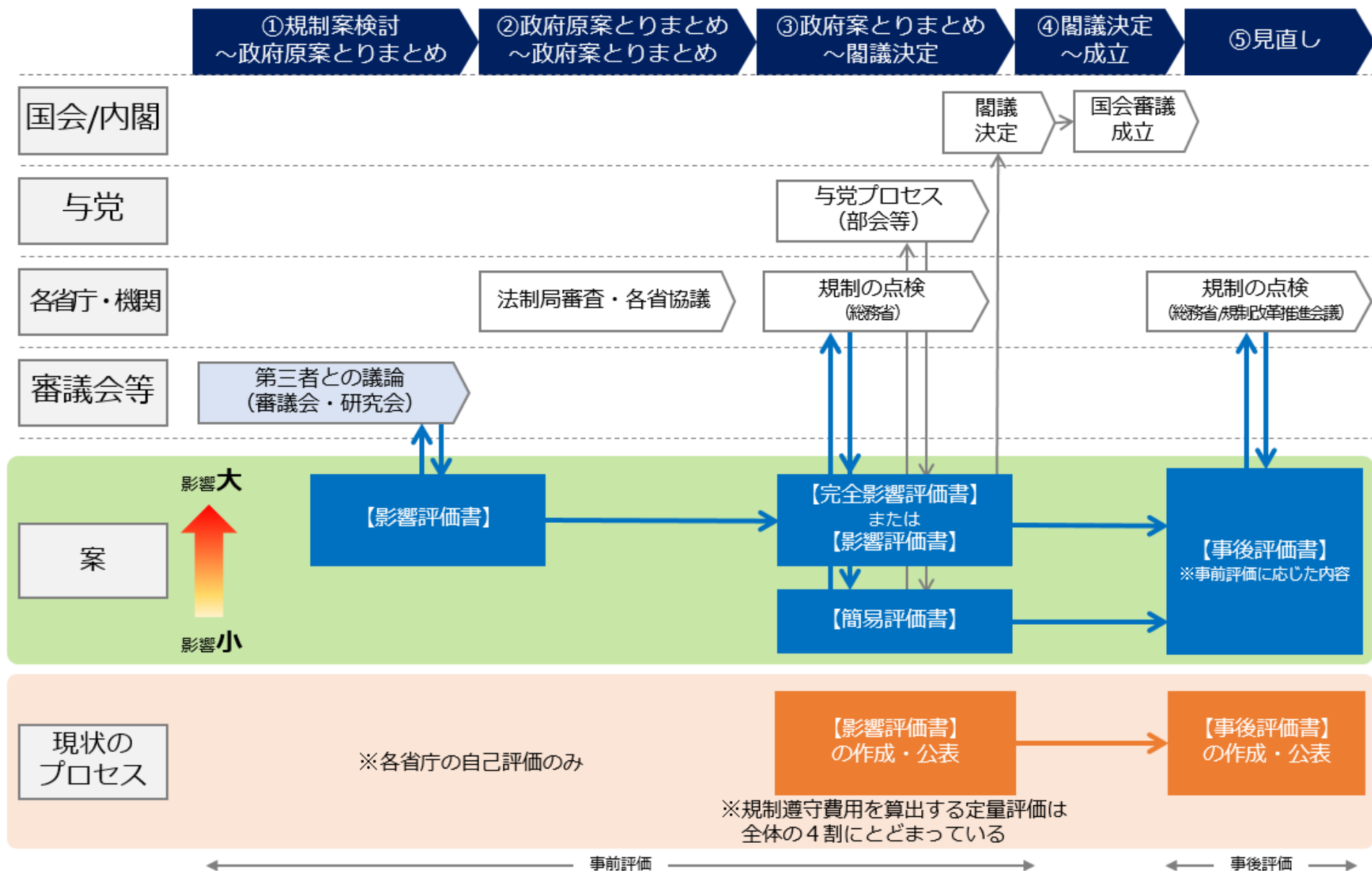
(2) 不要な規制が放置されない仕組みの導入

規制導入に当たり事前の影響評価が重要であると述べてきたが、事後においても規制遵守費用を定量的に把握・分析し、見直すPDCAサイクルを回すことが重要である。

事業者の多くは、行政が導入する規制を「所与のもの」と捉えており、当該規制の中で最大限の事業効率の達成に努力している。規制を遵守することが事業者の過度な費用負担や機会損失とならないよう、規制遵守費用の「見える化」促進により、影響の大きな規制の導入に対するけん制を強めるとともに、規制がむやみに増えることのない仕組みを制度化すべきである。

例えば、時代や環境の変化にそぐわなくなった規制の放置を防ぐとともに、事業者が負担する規制遵守費用の総量を増やさない効果を持つ「One-in/Two-out」といった米英等で採用されている制度の導入を検討されたい。

日本における規制影響評価の取り組み（現状と改善案）



出所：富士通総研「英国における規制の政策評価に関する調査研究」（2016年3月）を基に事務局作成

Ⅲ. 規制・制度の見直しに関する個別意見

意見の概要

長引くコロナ禍で飲食・宿泊業をはじめ多くの事業者、地域経済が疲弊し、特に中小企業は一層厳しい状況に追い込まれている。地域の経済循環を高める地方創生、事業者の新たな挑戦やイノベーション、多様な人材の活躍を支援するための規制・制度改革を進めることが重要である。

政府が開設している「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に多くの声が寄せられており、こうした国民・事業者の声に迅速な対応をお願いしたい。この点、引き続き規制改革推進会議の取り組みに期待している。

また、地方や事業者からは自治体による規制についての意見も多いことから、ぜひ、「地方版規制改革会議」の設置を促進し、地域ごとの規制についての見直しや適切な運用が進むよう取り計らわれない。

なお、コロナ禍に苦しむ事業者の前向きなトライアルを後押しすることにもなった“期間限定の規制緩和措置”が有効に機能したケースも多い。地域限定で規制緩和を行う特区制度や新技術等の社会実装を促進するためのサンドボックス制度に加え、期間限定の特例措置の手法も積極的に進めるべきである。

（項目一覧）

1. 民間の創意工夫を活かした地方創生の推進

- ①公共性の高い設備の道路占用期間の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ②再開発組合の総会の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ③老朽マンション建替え決議の要件の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ④スーパーシティ構想実現の強力な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

2. 中小企業の生産性向上、新たな挑戦とイノベーション支援

- ①建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和・・・・・・・・・・ 11
- ②建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し・・・・ 14
- ③介護サービスにおける人員配置基準の緩和・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ④運送業における I T 点呼制度の要件緩和・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ⑤企業による農地の直接所有の要件緩和・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ⑥飲食店が加工食品を製造販売する際の要件緩和の徹底・・・・・・ 18
- ⑦公的資格の各種講習会の更なるオンライン化の加速・・・・・・・・・・ 19

⑧法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃・・・・・・・・・・19

3. 多様な人材の活躍推進

①企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大・・・・・・・・・・20

②労働者派遣制度に係る規制の見直し・・・・・・・・・・21

③障害者手帳の所持を要件とする各種制度の改善・・・・・・・・・・22

④年次有給休暇の取得義務の緩和・・・・・・・・・・23

1. 民間の創意工夫を活かした地方創生の推進

①公共性の高い設備の道路占用期間の緩和

【要望内容】

商店街アーケード等の道路占用期間の延長

【国土交通省】

【理由】

商店街に設置している街路灯やアーケード等の道路の占用期間は道路法施行令第9条によって5年以内と定められているため、複数の商店街の取りまとめを行っている商工会議所等では、頻繁に都道府県の窓口において占用期間の更新手続を行う必要があり、大きな事務負担となっている。

このため、安心・安全のために設置される商店街の街路灯やアーケードのように、街のインフラとして公共性の高い施設については、上下水道、ガス、電気等と同様に道路の占用期間を10年以内に見直しされたい。

②再開発組合の総会の簡素化

【要望内容】

市街地再開発組合におけるバーチャルオンリー型総会の開催に向けた規制緩和

【国土交通省、法務省】

【理由】

新型コロナウイルスの感染リスク軽減・三密を避けるため、産業競争力強化法の改正によってバーチャルオンリー型株主総会の開催が可能となった。また、省令改正により事業協同組合、企業組合、商工組合、商店街振興組合等では、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会を開催することが可能となった。

一方、市街地再開発組合については、バーチャルオンリー型の総会開催が不可能（都市再開発法31条）であり、来場者がいない状態でもリアルの会場を用意しなければならず、組合にとって大きな負担となっている。

このため、市街地再開発組合においても、バーチャルオンリー型総会の開催を可能にすべきである。

③老朽マンション建替え決議の要件の緩和

【要望内容】

区分所有法における老朽マンションの建替え決議の成立要件の緩和

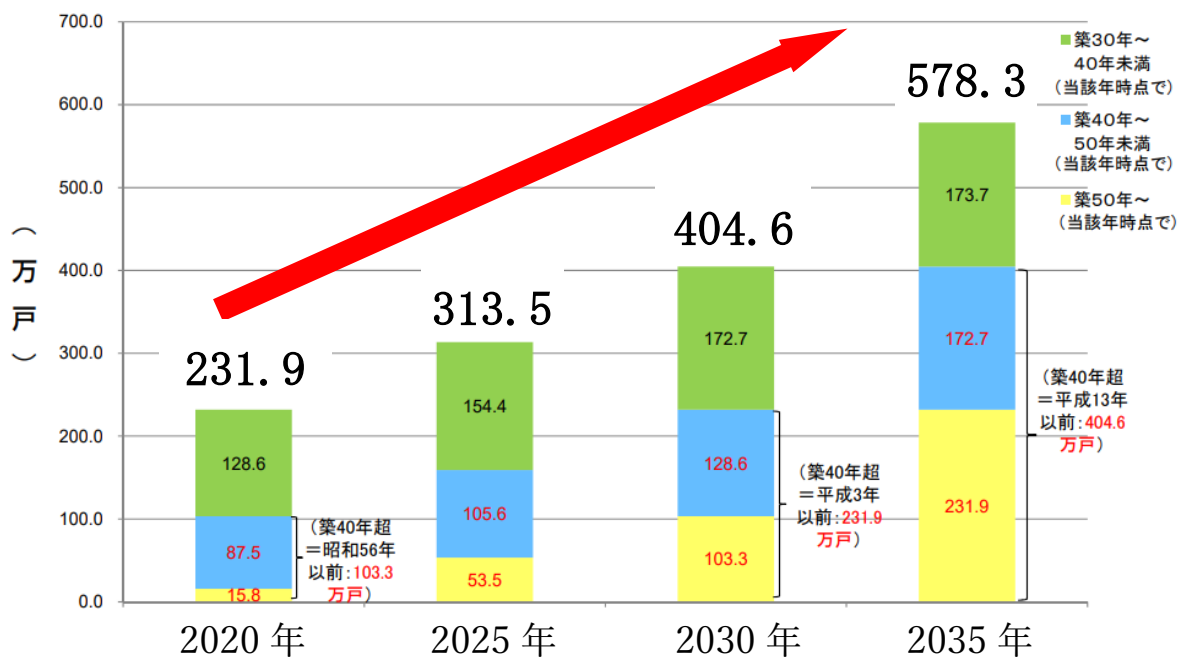
【法務省、国土交通省】

【理由】

大規模地震の発生が想定される中、耐震性等の面で問題が生じかねない老朽マンションが増加している。また、区分所有者の高齢化や空き家問題等により、老朽マンションの建替は困難となっている。

老朽マンションの建替えが進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼす。しかし、「建替え決議」の成立には、区分所有者及び議決権の各5分の4が必要であり、高いハードルになっているため、成立要件を緩和すべきである。

(注) 築後30年超の分譲マンション戸数



出所：国土交通省資料を元に事務局にて作成

④スーパーシティ構想実現の強力な推進

【要望内容】

スーパーシティ構想の強力な推進及び横展開へ向けた整備
指定地域外における取得データの活用

【内閣府】

【理由】

スーパーシティ構想は、AIやIoT、ロボット等の最先端技術を活用して第4次産業革命を先行的に体現し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市づくりを推進するものである。わが国において、世界に先駆けてスーパーシティを実現し、世界にモデルを示すためにも、早急に取り組む必要がある。昨年、改正国家戦略特別区域法が施行され、今夏には地域の選定が行われる予定であったが、31件の全提案に対し再提出が求められ採択が延期となった。申請地域に対し、各提案の課題を明確化するとともに、迅速な採択を進められたい。

また、地域選定後、国及び地方公共団体は、迅速かつ柔軟に規制特例を設定し、先端的な技術をまとめて実践し、サービスへつなげられるよう、縦割りを排し強力で推進することが必要である。

スーパーシティは、人の生活を主眼において、さまざまなデータを分野横断的に収集、整理し連携を進めることが重要であるが、制度としては地域を限定して指定するものとなっている。より高い精度で分析し、サービスを提供できるようにするため、対象となる人をID等で特定した上で、スーパーシティに指定された地域以外で取得されたデータも活用できるようにすべきである。具体的には、例えば健康データや、購買データなどの行動データ等は、指定された地域以外のデータも含めて連携させることが有効な課題解決策を生み出すと考えられるため、意味のあるデータ取得が可能となる制度とされたい。

また、スーパーシティ制度によって実現された仕組みは、いち早くその取り組みを標準化し、さまざまな分野、地域に広げられるよう整備すべきである。

2. 中小企業の生産性向上、新たな挑戦とイノベーション支援

①建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和

【要望内容】

- ア. 営業所専任技術者の配置要件の緩和
- イ. 監理技術者の配置要件の緩和
- ウ. 主任技術者の配置要件の緩和
- エ. 経営管理業務責任者の常勤要件の緩和

【国土交通省】

【理由】

(ア. 営業所専任技術者の配置要件の緩和)

建設業許可を受ける建設事業者の営業所には、一定の資格または経験（監理技術者・主任技術者と同程度）を有した営業所専任技術者の常勤が義務付けられ、原則として現場配置できない。特例的には、主任技術者として営業所に近接する工事現場での兼務（非専任）が認め

られているが、限定的であるため、技術人材が不足する中小企業にとり大きな負担となっている。

現在、コロナ禍で営業所専任技術者のテレワークが行政の裁量により認められていることに鑑みても、就労環境の実態に合わせて営業所内での常勤義務を外すなど、営業所に近接する工事現場に限らず、主任技術者として兼務も可能になるよう見直すべきである。

(イ. 監理技術者の配置要件の緩和)

建設業法では、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は、6,000万円）以上となる場合には、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。

改正建設業法（2020年10月施行）によって、監理技術者は2つの現場兼務が可能となったが、それぞれの現場に「監理技術者補佐」を専任させる必要があり、監理技術者を含めて最大3名の技術者の配置が求められる。時期が重なる複数の工事を多く受注する事業者にとっては、人材の量的確保の困難さに対する改善になっていない。

I C Tの進歩により、現場の施工管理はリモートで可能なほど格段に向上している。常駐の場合と同程度の管理が担保できるI C T導入の基準を設定し、監理技術者が兼務できる工事現場数の上限を一段と緩和すべきである。

(ウ. 主任技術者の配置要件の緩和)

建設業法では、建設業の許可を受けた事業者が建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額の大小にかかわらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければならない。しかし、請負金や工事規模の大小にかかわらず、すべての工事現場に主任技術者を配置することが求められるため、少額・小規模な工事を複数抱える事業者からは、「現場に配置する主任技術者が不足しているため、工事を受注できない」との声が寄せられている。

少額・小規模な工事については、ビデオ通話の活用などにより、主任技術者の現場配置を必須としないよう緩和すべきである。

(エ. 経営管理業務責任者の常勤要件の緩和)

建設業許可を得るに当たっては、経營業務の管理を適切に行うためとして経営管理業務責任者の配置が求められる。同責任者は、建設業界において一定年数の役員経験を有するほか、主な営業所に常勤する役員である必要があるが、業務実態を考えると要件が厳しすぎる。

改正建設業法（2020年10月施行）によって、同責任者の要件緩和が行われたが、建設業界において一定年数の役員経験を有するほか、主な営業所に常勤する役員である必要があり、また、新たに財務管理、労務管理、業務運営の経験のある直接補佐者を配置しなければならない。高齢化の影響もあり、人材確保が困難な中、要件の緩和は依然として不十分である。

ICTは格段に向上しており、仮に在宅であっても営業所に内勤している場合と同程度の執務が可能となっている。現在、コロナ禍において同責任者のテレワークが行政の裁量により認められていることに鑑みても、通勤等の過度な負担なく、多様な有資格者を配置できるよう、恒常的なテレワークも可能となるよう、営業所への常駐義務の規制を緩和すべきである。

（注）改正建設業法（2020年10月施行）によって緩和された経営監理業務責任者の要件

法第7条第1号の省令で定める基準→ 建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

常勤役員

- （個人である場合はその者又はその支配人）のうち1人が、次のいずれかに該当する者であること。
- 建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
 - 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての5年以上経営業務を管理した経験を有する者であること。
 - 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。



※建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

常勤役員

（個人である場合はその者又はその支配人）のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- A 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- B 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者



常勤役員を直接に補佐する者

として下記をそれぞれ置くものであること。



- 財務管理の経験
- 労務管理の経験
- 運営業務の経験

について、直接に補佐する者になろうとする建設業者又は建設業を営む者において5年以上の経験を有する者

※ 上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能

出所：国土交通省 HP 経営業務管理責任者に関する基準の見直し

②建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し

【要望内容】

- ア. 実務経験による主任技術者の資格要件の緩和
- イ. 実務経験による監理技術者の資格要件の緩和（指定学科の拡大）
- ウ. 1級施工管理技術検定の受験に要する実務経験の短縮

【国土交通省】

【理由】

（ア. 実務経験による主任技術者の資格要件の緩和）

建設現場の施工管理を行う主任技術者の資格を取得するには、国家資格に合格するほかに実務経験による取得が可能となっている。後者については、指定学科の大学卒では3年、指定学科の高校卒では5年だが、それ以外の者は10年の実務経験が必要とされている。中小企業にとっては、卒業人数が限られている指定学科卒者の採用は難しく、他方で「指定学科以外の卒業者に求められる10年の実務経験は長すぎる」との声が寄せられている。

このため、最長10年とされている実務経験について、年数を半分程度に短縮すべきである。

（イ. 実務経験による監理技術者の資格要件の緩和（指定学科の拡大））

監理技術者の資格保有者は約68万人（2021年8月現在）で、ここ10年は横ばい状態が続いており、事業者からは「慢性的に人材が不足している」との声が寄せられている。

監理技術者の資格を取得するには、実務経験3～10年に加え、指導監督的実務経験（左記年数と重複可能な2年含む）が求められる。指定学科の大学や高校等を卒業した場合は、3～5年の実務経験で資格取得が可能であり、事業者は指定学科を卒業した人材を確保したいところだが、人数は限られており、資格保有者の確保が困難となっている。

例えば、機械器具設置工事の監理技術者の資格を取得するためには、指定学科が「建築学、機械工学、電気工学」に限られるため、資格保有者も約3万人と僅かである。

このため、現在の指定学科の範囲について見直しを行い、関連する学科を新たに指定学科に含めることで、不足する監理技術者を確保できるよう要件を緩和すべきである。

(注) 実務経験による監理技術者の資格要件

学歴または資格	必要な実務経験年数	
	実務経験	指導監督の実務経験
(イ) 指定学科を履修した者		
学校教育法による大学・短期大学・高等専門学校（5年制）を卒業し、かつ指定学科を履修した者	卒業後3年以上	2年以上
学校教育法による高等学校を卒業し、かつ指定学科を履修した者	卒業後5年以上	(左記年数と重複可)
(ロ) 国家資格等を有しているもの		
技術検定2級または技能検定1級等を有している者	—	2年以上
平成16年3月31日以前に技能検定2級等を有している者	合格後1年以上	2年以上
平成16年4月1日以降に技能検定2級等を有している者	合格後3年以上	(左記年数と重複可)
(イ)・(ロ)以外の者	10年以上	2年以上 (左記年数と重複可)

出所：一般財団法人建設技術者センターHP を元に事務局で作成

(ウ. 1級施工管理技術検定の受験に要する実務経験の短縮)

施工管理技士は、工事の実施に当たり施工計画及び施工図の作成、当該工事の工程管理、品質管理等、一定水準以上の施工技術を有することを公的に認定する国家資格であり、検定の種目及び級に応じて、営業所に置かれる専任技術者、工事現場に置かれる主任技術者または監理技術者の資格を満たす者として取り扱われている。

1級施工管理技士を受験するには、例えば、大学の指定学科を卒業した場合でも3年以上の実務経験、中学卒業者にいたっては15年以上の実務経験が必要とされている。受験資格の要件としては長すぎ、早期に資格を取得したい優秀な若手技術者の進路や事業者における人材確保の妨げとなっている。

このため、受験に必要な実務経験年数の大幅な短縮により、若手の資格取得者が一層多く社会に輩出され得るよう受験資格の要件を緩和すべきである。

(注) 1級施工管理技術技士の受験資格要件

学歴または資格	施工に関する実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後3年以上	卒業後4年6月以上
短期大学卒業者・高等専門学校卒業者・専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後5年以上	卒業後7年6月以上
高等学校・中等教育学校卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後10年以上	卒業後11年6月以上
その他の者	15年以上	

出所：一般社団法人全国建設研修センターHP を元に事務局で作成

③介護サービスにおける人員配置基準の緩和

【要望内容】

介護サービスの人員配置基準（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、ケアマネージャー等）の緩和

【厚生労働省】

【理由】

近年、ICT、AI等の活用、技術革新による介護サービスの質の向上、生産性向上に向けた取り組みが進展する中で、他分野に比べて遅れていた文書の簡素化・標準化等に加え、行政手続の簡素化も飛躍的に改善することが見込まれ、介護サービスの更なる充実に専念・集中できる体制が整いつつある。

今後も介護が必要な高齢者の安心・安全な暮らしを社会全体で支え、サービスを維持するためには、限られた介護資源を有効的に活用することが必要となっている。

このため、現場で身体介護や生活援助を行う介護士の人員は維持しつつ、専従・常勤が求められている専門職（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、ケアマネージャー等）について、ICTを活用することによって、リモートにおける一定のサービスの提供が可能な場合については、専従・常駐を求める人員の配置基準を緩和すべきである。

（注）通所介護サービスを提供するために必要な職員

人員基準

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 (生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。)
看護職員(※)	単位ごとに専従で1以上 (通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はなく、訪問看護ステーション等との連携も可能。)
介護職員(※)	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上 ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超す場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1以上
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	

出所：第188回社会保障審議会介護給付費分科会資料（2020年10月）

④運送業におけるIT点呼制度の要件緩和

【要望内容】

IT点呼の対応可能な事業所の要件緩和

【国土交通省】

【理由】

トラックをはじめとした貨物等の運送事業者では、自動車運送事業における安全輸送の責任者である運行管理者が、自社の運転者の体調や酒気帯びの有無、業務内容等を確認するため、対面しながら点呼（乗

務前点呼、乗務後点呼等)を行っているが、安全性優良事業所(Gマーク取得事業所)の取得や、一定の要件を満たす事業所では、ITツールを導入することで離れた複数の事業所による点呼業務を可能とする「IT点呼」が認められている。

IT点呼を導入することで、早朝や夜間帯に点呼を行うためだけに運行管理者を事業所に配置する機会が減少したことによって業務改善の一助となっている。しかし、IT点呼の導入が認められているのは、運送業の営業許可を取得した事業所に限られ、営業許可を持たない場合は本社等であっても対応することができないため、一部の事業所に負担が偏るなどの問題が発生している。

そのため、運送業の営業許可を取得していない本社等の事業所においても運行管理者を配置することで他の営業所との点呼業務を処理できるよう要件を緩和されたい。

⑤企業による農地の直接所有の要件緩和

【要望内容】

農業の成長産業化に向けた企業による農地の直接所有

【農林水産省】

【理由】

農業従事者の高齢化が進み、担い手が減少している一方で、農業への参入を希望する企業は一定数存在するが、現在、企業による農地の直接所有は認められていない。他者から借りた土地であれば、企業でも農業を行うことは可能であるが、この場合、将来的に当該土地を返還する必要があることから、大規模な設備投資や土地の改良に取り組むことが困難である。また、近年は、都心に住む個人が相続により地方の農地を取得したものの、農業に従事していないという例もある。以上の背景などから、耕作放棄地が年々増加している。

企業の農業参入が進めば、農業の大規模化・集約化が進み、生産性・収益性が高まるとともに、地域に根差した持続的営農が可能となり、地方創生にも大きく寄与する。

兵庫県養父市で国家戦略特区の活用により実施されている「企業による農地取得」特例は、2023年8月まで2年間延長された。特区での実証実験において約15ヘクタールの遊休農地が再生され、農業の6次産業化が促進されるなど、地域経済の活性化に貢献している。

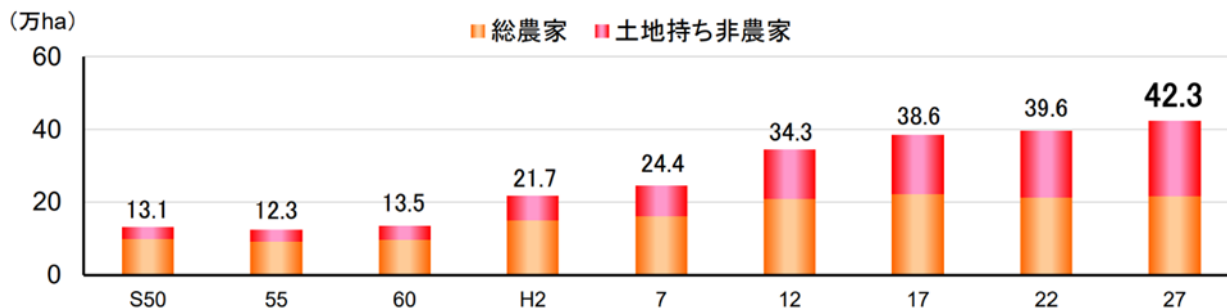
このため、上記特例については、延長期限を迎えた後に大きな課題が無ければ、速やかに全国に展開すべきである。

また、養父市における上記特例では、①農地を一旦自治体がいり入れた上で企業に売却すること、②自治体がいり①の農地をいり入れる場合は議会の議決を経ること等が必要となっており、ハードルが高いこと

から、要件を緩和すべきである。

(注) 兵庫県養父市は、2016年9月の改正特区法施行を受け、「企業による農地取得の特例」を実施。株式会社 Amnak、兵庫ナカバヤシ株式会社、株式会社やぶの花、住環境システム協同組合、株式会社マイファームハニーの5社が農地を取得した。付近では、農家レストランが農用地区域内設置容認されるなど、地域活性化につながっている。

(注) 耕作放棄地面積の推移 (耕作放棄地が年々増加している)



出所：農林水産省「荒廃農地の現状と対策について」

⑥飲食店が加工食品を製造販売する際の要件緩和の徹底

【要望内容】

改正食品衛生法の運用の徹底

【厚生労働省】

【理由】

本年6月に改正食品衛生法が施行され、8月には厚生労働省「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ&A」により、飲食店営業を取得している事業者は追加の営業許可を取得せずに、店内で提供している麺類をテイクアウト用として販売できるよう緩和されたことが周知された。しかし、一部地域の保健所では、運用を変更することなく、従来通りに麺類製造業の許可を取得することや保健所に販売の可否を確認することを求めている。

地域によって対応が異なることは事業者の営業活動の妨げとなるため、厚生労働省の通知によって緩和された措置については、全国一律の運用がされるよう徹底されたい。

例：そば店が自家製麺を店頭で販売しようとした場合に、東京都A区では、追加の営業許可なく販売可能だが、長野県B市では、従来通り新たに麺類製造業の許可が必要

(注) 食品衛生法改正後の飲食店営業について

飲食店営業者が自ら麺を製造し、これを調理し提供する場合には、追加的に他の営業許可を取得する必要はありません。また、短期間のうちに消費されることを前提にテイクアウト用として販売する場合には、追加的に麺類製造業の許可を取得する必要はありません。

出所：厚生労働省 HP 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A (2021年8月)

⑦公的資格の各種講習会の更なるオンライン化の加速

【要望内容】

食品衛生責任者実務講習会のオンライン化の普及・促進
消防設備士の法定講習のオンライン化
排水設備工事責任技術者更新講習のオンライン化

【厚生労働省、消防庁、国土交通省】

【理由】

コロナ禍において、各種講習会のオンライン化は進展しつつあるも、未だ十分な水準にあるとは言い難い。例えば、食品衛生責任者実務講習会については、Eラーニング方式等によるオンライン開催を実施している自治体もある一方で、従来の集合型の研修を実施している自治体が散見される。定期的に指定された日時・場所などに出向いて受講しなければならない講習会は事業者にとって負担感が大きく、また大人数で集合することによる感染リスクもあるため、動画や書面を活用して事業所などにいながら講習を受講できる方法に全面的に転換することを国として推進すべきである。

(注) 食品衛生責任者実務講習

食品衛生法に基づき、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）にて、食品衛生責任者は、「都道府県知事、指定都市長及び中核市長（以下「知事等」という。）が行う講習会又は知事等が適正と認めた講習会を定期的受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること」と規定されている。

(注) 消防設備士の法定講習

消防法第17条の10の規定に基づく講習であり、消防設備士は、都道府県知事が行う消防用設備等の工事又は整備に関する講習を定期的な受講を受けなければならないとされている。消防用設備等の点検、工事などの業務に従事しているか否かにかかわらず、定期的に講習を受講する必要がある。

(注) 排水設備工事責任技術者更新講習

各都道府県市区町村で実施される排水設備工事責任技術者試験に合格した者が、その資格を更新するために必要な講習である。排水設備の設計、施工等は「指定工事店」でなければ行うことが出来ず、その指定工事店に指定されるためには、最低1名の排水設備工事責任技術者が所属している必要がある。

⑧法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃

【要望内容】

法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃

【法務省】

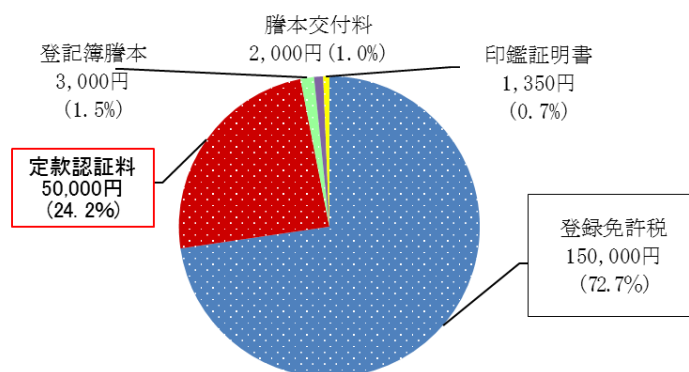
【理由】

従来、法人設立に当たっては、法務局への届出の前に、公証人役場において公証人の面前での定款認証が必要となっており、創業者にとって大きな負担となっていた。現在では定款認証のオンライン申請が可能となっているが、申請を行うためには、公証人とテレビ電話による面談の実施及び5万円の手数料が必要であり、依然として創業者にとっての負担となっている。

一方で、定款認証は、代理人による手続も可能であり、また、設立後の定款変更や、合同会社の原始定款については面前での認証は不要となっていることなどから、法人設立時の公証人による定款認証は形骸化しているとの指摘もある。このため、公証人による定款認証を撤廃していただきたい。

なお、規制改革実施計画（2021年6月18日）に、2021年度措置として、「法務省は、会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引き下げを検討し、必要な措置を講ずる」と記載されている。定款認証撤廃が即刻行われなくても、公証人手数料（5万円）については、その積算根拠を徹底的に検証した上で、少なくとも今年度中に大幅に引き下げを行うべきである。

（注）資本金980万円、従業員数5名の情報提供サービス業を設立した際の費用（約20万円）内訳



出所：第10回行政手続部会（2018年6月25日）日本商工会議所提出資料

3. 多様な人材の活躍推進

①企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

【要望内容】

企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

【厚生労働省】

【理由】

経済・社会の構造変化や労働者の就業意識の変化、更には新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたテレワークの普及等に伴い、同制度の対象業務が限定的で、ホワイトカラーの業務の高度化・複合化等に対応できていない、といった課題が生じている。

本年6月に公表された厚生労働省による「裁量労働制実態調査」の調査結果も踏まえた議論を行い、対象業務の拡大を早期に実現すべきである。

(注) 企画業務型裁量労働制の対象となる業務の要件

イ業務が所属する事業所の事業の運営に関するものであること（例えば対象事業場の属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼすもの、事業場独自の事業戦略に関するものなど）

ロ企画、立案、調査及び分析の業務であること

ハ業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があると、「業務の性質に照らして客観的に判断される」業務であること

ニ企画・立案・調査・分析という相互に関連し合う作業を、いつ、どのように行うか等についての広範な裁量が労働者に認められている業務であること

(出典：「企画業務型裁量労働制」厚生労働省)

②労働者派遣制度に係る規制の見直し

【要望内容】

派遣労働者個人単位の派遣期間制度の見直し

離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の見直し

日雇い派遣の年収要件の見直し

【厚生労働省】

【理由】

労働者派遣法には派遣労働者個人単位の期間制限が設けられており、同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（課など）において受け入れることができる期間は、3年が限度となっている。しかしながら、厚生労働省が実施した改正派遣法の施行状況調査の結果によると、派遣元、派遣労働者の双方ともに派遣期間制限の廃止・緩和のニーズは高く、期間制限によるキャリアアップ効果に関しても、マイナスの影響が懸念されている。さらに、同一労働同一賃金の施行による均等待遇の確保、待遇改善により、自ら派遣としての働き方を希望する労働者は増加することも予想されることから、派遣労働者個人単位の派遣期間制限は緩和・撤廃すべきである。

また、自らの意思で元の勤務先を離職した者や、過去に有期契約により短期就業した者についても、離職後1年以内の元勤務先への派遣が禁止されている。この規制により、当該本人の意向、離職に至った経緯などを一切考慮せず一律的に派遣を制限することは、再就労希望者のニーズに反しており、良好な就業機会を阻害している。改正派遣法の施行状況調査の結果を勘案しつつ、当該本人の意向、離職に至った経緯などを考慮した例外対応など、同規制は緩和・撤廃すべきである。

日雇い派遣について、原則として禁止され、例外となる労働者の要件の一つに、副業として従事するもので正業年収が500万円以上の者というものがある。副業・兼業は今後の働き方としても注目されていることから、日雇い派遣制度を利用してスポット的に副業を行うケースが増加していくことが考えられる。500万円以上の年収要件は高いため、副業・兼業の阻害要因となる可能性があることから、一定且つ

定期的な収入を確保できている者は年収基準を改めて検討するなど、500万円の年収要件を引き下げられたい。

(注) 労働者派遣法（離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止）

第40条の9 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

第2項 派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

③障害者手帳の所持を要件とする各種制度の改善

【要望内容】

障害者の法定雇用率の算定対象として精神障害について精神障害者保健福祉手帳以外を認めること

短時間労働者に関する雇用率のカウントの特例措置の維持

【厚生労働省】

【理由】

障害者の雇用については、近年、就労希望者の着実な増加に加え、企業における理解や取り組みが進展し、雇用者数は着実に増加しているものの、その伸び率は鈍化している。一方で、日常生活や社会生活に制約がある障害を抱えながら、さまざまな理由で障害者手帳を所持していない者も相当数存在している。

障害者雇用促進法では、雇用する障害者のうち、手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所有者を法定雇用率の算定対象としているが、身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書によって確認を行うことが認められている。一方で、精神障害者については、保健福祉手帳の交付を受けていない者は法定雇用率の算定対象にならない。

本件については、昨年から、厚生労働省の労働政策審議会 障害者雇用分科会で取り上げられている。今後、精神障害についても、手帳以外の方法でも法定雇用率の算定対象とされることになるよう望む。

また、身体障害者や知的障害者に比べて職場定着率が低い精神障害者について、2023年4月以降も引き続き短時間労働者に関する雇用率のカウントの特例措置を維持すべきである。

④年次有給休暇の取得義務の緩和

【要望内容】

年次有給休暇の取得義務の緩和

【厚生労働省】

【理由】

2019年の労働基準法改正により、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日間の休暇を取得させることが使用者の義務となっている（第39条第7項）。傷病や産前産後、育児・介護休業中にも付与され、年度の途中で休業から復帰した労働者についても、復帰の時期に拘わらず5日間の年休を取得させる必要がある。そのため、事業年度末に復帰した場合、実質的な労働日数に対し休暇日数の割合が過大となり、また年次有給休暇の本来の目的であるの心身のリフレッシュとも合致しないものとなってしまふ。

については、休業から復帰する労働者については、復帰日から年度末など、勤務可能日数に応じた日数での年次有給休暇の取得で足りることとすべきである。

IV. 行政手続の見直しに関する意見

意見の概要

コロナ禍により改めて明らかになったわが国のデジタル化の遅れを取り戻すべく変革の動きを加速させるため、官民を挙げて社会全体のデジタル化を推進しなければならない。昨年末には「デジタル・ガバメント実行計画」が改定され、すでに行政手続の押印義務については全体の約97%を廃止するとともに、2025年までに行政手続の約98%をオンライン化する方針を示している。9月に発足したデジタル庁を中心に、デジタル化3原則（「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」）を徹底し、スピード感をもって国・地方行政のデジタル化が力強く進められることを期待する。

一方で、事業者からは、「（実際の現場では）行政手続がオンライン化されていない」、「オンライン化されているが使い勝手が悪い」、「ワンストップで手続が出来ない」などの声が寄せられている。事業者の生産性向上の妨げともなっているこのような問題について、オンラインによる円滑な手続が進められるよう、早期の改善を図られたい。

1. デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目

①政府電子調達・電子契約の推進 【デジタル庁】

政府の電子調達については対応が進んでいるが、併せて契約についても推進されたい。

②e-Govの改善 【総務省】

昨年、大規模なシステム更改が行われログイン方法など改善が行われたが、入力フォームは従前の書類と同じデザインで、何度も会社の住所や代表者名の入力を求める様式となっているため、ユーザーの利便性を考慮した形に改善されたい。また、受付・申請内容承認時にメール通知を行うこととされたい。申請差し戻しに際しても、その理由・基準を併せて開示されたい。

③マイナンバーカードの機能拡充 【総務省、厚生労働省、警察庁、国土交通省】

マイナンバーカードに新型コロナウイルスワクチンの接種予約、接種状況を確認できる機能を導入されたい。また、運転免許証等の公的身分証に加え、建設キャリアアップシステム（CCUS）で利用する「建設キャリアアップカード」の情報を統合し、建設技能労働者の利便性を向上されたい。

④警備業に関する各種申請・届出書類のデジタル化 【警察庁】

警備業法に基づく各種申請・届出手続全般について窓口での提出を取りやめ、オンラインで提出できるようにされたい。

⑤巡回健診に係る手続のデジタル化 【厚生労働省】

巡回健診を実施する際は、管轄の保健所に申請書類（開設許可申請、開設届、閉院届など）を提出しているが、提出方法は窓口や郵送に限られているため、オンラインで提出できるようにされたい。

⑥「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」「小規模企業共済」に係る手続の負担軽減・オンライン化 【経済産業省】

新規加入時、加入希望者自身が預金口座のある金融機関に赴き、事前押印を求める「金融機関口座確認印」を廃止されたい。また、規制改革実施計画（2021年6月18日）において、「短期間でオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する」とされていることから、掛金月額変更申込書、掛金前納申出書など加入後手続について、オンライン化を早急に実現されたい。

2. 省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目

①公共入札の申請手続の簡素化 【全省庁】

国や自治体ごとで異なる入札参加申請手続について、一括してオンライン申請できるようにするとともに、申請時期に期限を設けず年間受付できるように改善されたい。

②道路占用手続プラットフォーム構築 【国土交通省】

自治体が管理する道路においても国道に倣ったオンライン化を進める当あたり、ワンストップ化などを進め、国・自治体・警察・保健所への申請を一括で行う共通のプラットフォームを構築し、手続を簡素化されたい。

③電子決済等代行業者の登録制度における提出内容の簡素化

【金融庁、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁】

関係省庁（金融庁以外に、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁など）に提出する年次報告、各種変更届（役員・営業所在地等）などについて、同一の内容については各省庁で共有されたい。

④高圧ガス販売及び保安の実績報告提出の簡素化 【経済産業省】

LPG（液化石油ガス）の販売事業所として、高圧ガス保安法に基づき「販売及び保安の実績報告」を監督官庁（経済産業省、関東原子力保安監督部）と各都道府県へ提出しているため、同一の書類については共有されたい。

⑤障害者雇用状況報告書の簡素化 【厚生労働省】

「障害者雇用状況報告書」を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とハローワークに提出しているため、同一の書類については共有されたい。

⑥指定給水装置工事事業者の申請内容の簡素化 【厚生労働省】

各自治体で提出書類が異なるため、全国で基準を統一し、一括してオンライン申請できるように手続を簡素化されたい。

3. 事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目

①労働保険・社会保険の添付書類の改善 【厚生労働省】

雇用保険の資格取得手続等で、雇用契約書の添付が義務付けられているが、電子証明による電子契約書のデータを直接添付することは認められず、一度印刷してPDFファイルにしたデータを添付する必要がある。電子契約書を直接添付して提出できるように手続を改善されたい。

②労働者災害補償保険手続の改善 【厚生労働省】

労災保険給付関係請求書等ダウンロードの書式はOCR読み込みのため、PDFファイルのみが公開されている。編集可能な書式を導入して簡便化を図られたい。また、本手続は薬局・病院等を含めたオンライン対応が必要であり、オンライン対応が困難な薬局・病院への支援を推進されたい。

③産業廃棄物のマニフェスト書式の統一化 【環境省】

書類作成を効率化するために、全国の書式を統一されたい（一部の自治体で独自の書式を要求される）。

④再生可能エネルギー発電事業に係る各種申請の迅速な処理 【経済産業省】

発電事業者が経済産業省へ行う50kW以上の再生可能エネルギー発電事業にかかわる各種申請については、回答期限が明示されておらず、事業の実施上の障害となることがある。標準回答期限などを明示した上で迅速に処理されたい。また、同申請は窓口か郵送のみとなっており、オンライン対応も進められたい。

⑤障害者雇用申告書の簡素化 【厚生労働省】

障害者の月ごとの実労働時間を申告書に記載することをやめ、「30時間以上」「20時間以上30時間未満」のいずれの区分に該当するかを企業が確認して記載するにとどめる等、申告書の簡素化をされたい。

⑥介護及び障害福祉サービス事業者の新規指定申請の簡便化 【厚生労働省】

厚生労働省が昨年3月に介護分野の文書に係る負担軽減について周知したが、一部の自治体では、事前説明や面談など一度対面での打

合せを経た後も、申請書類の不備等の提出について郵送・電子メールを認めず窓口への持参を求めている。事業者の負担軽減のために、早急に郵送・電子メールによる書類確認・申請を認め、複数回の持参の手間が発生しないよう徹底されたい。また、自治体に提出する指定申請書の審査は、数ヶ月の期間を要する場合もあるため、審査期間の短縮に向けた改善を図られたい。

【本件担当】 日本商工会議所 企画調査部
東京商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <https://www.jcci.or.jp/>

<https://www.tokyo-cci.or.jp/>